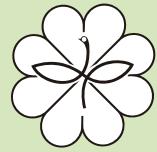


(1)



港区民児協だより

# はなみすき

第31号

令和6年3月15日発行

発行：港区民生委員・  
児童委員協議会  
会長 田中 泉

〒105-8511  
港区芝公園1-5-25  
港区保健福祉支援部  
保健福祉課内  
☎ 3578-2111 内線 2379



2月14日 バレンタインデーの東京タワー

## 港区社会福祉協議会 会長あいさつ



港区社会福祉協議会 会長

須永 達雄

を共有するとともに、お互いに支えあう意識と活動の輪が広がることが重要です。

港区社会福祉協議会会长の須永達雄でございます。令和四年十二月、前柴山義光会長の急逝により、その後任として就任いたしました。早いもので就任から一年と三か月が経ち、昨年十月には港社協の創立七十周年を迎えることができました。これもひとえに田中泉会長をはじめ港区民生委員・児童委員協議会の皆さまが、港社協の運営、活動に一方ならぬご尽力をいただいた賜物であり、心より感謝申し上げます。

地域社会では、この度のコロナ禍により、人と人との繋がりや支え合いがさらに希薄となりました。また、急速な高齢化や生活様式の多様化などとも相まって、地域の生活福祉課題は、さらに複合化し、複雑化しております。このような課題を解決していくには、やはり人と人、人と地域が普段から繋がりを持つことで、身近な地域に住む人が課題を抱えていることに気づき、地域で課題



港区社会福祉協議会 事務局長

奥野 佳宏

昨年十月、港区社会福祉協議会は創立七十周年を迎えました。これも、田中泉会長をはじめ、民生・児童委員協議会の皆さまが、社協の理事や評議員、部会委員、参与として、運営や事業活動に深いご理解と厚いご協力をいただきましたおかげです。

改めて、心より御礼申し上げます。

年明け早々、令和六年能登半島地震が発生しました。避難も復旧もままならない現地の姿が報道されるにつけ、被災地支援に取り組むボランティア活動は、なくてはならない活動であると切に感じております。港社協としましても災害ボランティア活動の一層の推進に向けて、民生・児童委員協議会とも連携し、区、関係機関、区民の皆さまと取り組んでまいります。

さて、本年一月一日に、能登半島で最大震度七の揺れを観測する地震が起き、多くの方が亡くなられ、広範囲にわたる建物の倒壊や津波の被害なども確認されています。地震により亡くなられた方に心よりお悔やみ申し上げるとともに、被害に遭われた方に謹んでお見舞いを申し上げます。

私たちとは、この七十年間に、阪神淡路大震災や東日本大震災、令和元年の台風などの自然災害のほか、新型コロナウイルスによるパンデミックを経験しました。これらの影響により、ボランティ

アに対する意識が高まり、ボランティア活動が日常的な活動となる一方で、地域福祉を取り巻く状況は大きく変化してきました。ひきこもり、孤独死等の社会的孤立の問題、ヤングケアラーやダブルケアの問題、8050問題、子どもの貧困の問題など、単独の福祉分野では対応が困難な、複合化、複雑化する福祉課題がより顕著になっています。

このような地域福祉課題を解決するため、港社協では、七年間の経験を活かし、「多様なつながり」と支えあいがあり、誰もが自分らしく安心して暮らせる「地域」の実現に向けて、区民や民生・児童委員協議会をはじめとする活動団体の皆さま、行政や関係機関などと連携・協働し、港社協ならではの事業に取り組んでまいります。

須永達雄会長のもと、役職員が一丸となり、大切なパートナーである民生・児童委員協議会の皆さまとの連携・協働をさらに強固にし、地域福祉活動を進めていますので、今後もよろしくお願い申し上げます。

## 港区社会福祉協議会70周年を迎えて

# 全 体 研 修

## 「元ヤングケアラー」の体験談 記録

一般社団法人ヤングケアラー協会

星野 桃代氏

講師は、一九九四年生まれ東京育ち。幼少期から日本語ネイティブでない母の情緒的ケアをしてきた。十五歳の時に祖父が車いす生活になり、大学在学中の二十歳の時に祖母が認知症を発症。父親と介護を分担しながら、介護鬱の父親もケアしてきた。

「ヤングケアラーとは何か。」日本では、法令上の定義がないが、一般社団法人日本ケアラー連盟では「こころやからだに不調のある人の『介護』『看病』『療育』『世話』『気づかい』など、ケアの必要な家族や親近者、友人、知人などを無償でケアする人」と定義されている。また、ヤングケアラーの定義を「家族のケアをする人が居る場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートを行っている、十八歳未満の子ども」とあるが、十八歳で終わるわけではなく十八歳からおおむね三十代までのケアラーを「若者ケアラー」と呼んでいる。

石川 啓子

「詳しく述べはわからないけど、あの大手の企業が困つていて、その子のご家庭何か困つていて、声かけをしてほしい。一律の効果的な支援方法はない。定常的な接点を持つこと。子どもにとつて信頼できる大人、自分のことを気にかけてくれる人、家族を尊重する横の繋がり（行政、教育、福祉、医療）などと連携しながら支えていくことが求められる。誰もが、人生のどこかでケアにかかわる時代です。」

沢山の支援の糸を垂らしていきましょう。

ヤングケアラーはどうして生まれるのか。社会の構造の変化が大きな要因と考えられる。一世帯の人数が大きく減っていること、共働きの世帯が多くなり大人だけでケアを担うことの限界、ひとり親家庭や高齢者が増えていること、共働きの世帯が多くなっている。講師自身も「同じ世代に介護の悩みを共有できないう、誰かに気付いて助けてほしいと望んでも私のしんどさは他人に助けを求めるに値するのかわからない。」などと悩んでいた。

地域ではどんな支援ができるのだろう。



### 令和5年度の民生・児童委員の活動



5月 民生委員の日パネル展



5月 港区こども月間での活動



10月 みなと区民まつりパレード



12月 たんぽぽクラブフラワー・アレンジメント教室

## 地区だより

### 芝地区

一斉改選に伴い、五名の新任委員を迎え三十一名での今年度の活動は、済生会中央病院乳児院の施設見学からスタートしました。院長先生からの説明を聞いた後、様々な理由により乳児を受け入れている院内施設を二ヶループに分かれての見学は貴重な体験となりました。

行政や港区社会福祉協議会及び高齢者相談センターなどの方々をお招きしての情報交換会では、活動に関連する情報の提供を受けるとともに親睦と交流が図れました。

八月には、「子どもたちの健やかな成長のために」コロナ禍を経て現状と今後の取組について」をテーマに、四者協議会を開催しました。地区内の各小学校長先生、港区教育委員会指導主事、児童相談所、子ども家庭支援センター、児童館等の関係機関の皆さまに出席いただくとともに、芝地区に加え三名の高輪地区の委員も含めての開催でした。出席者から各現場での現状の報告のお話を伺い有意



8月 四者協議会の様子

二木 江津子

重な体験となりました。院内施設を見学から、今後予定と今後の見込みから、今後予定されている再開発の交通機関の内容まで多岐にわたるものでした。講演後、住み慣れた地域に引き続き住み続けられるための対策などの質疑もあり意義深いものとなりました。

三月に配付されたモバイルPCの活用に当たっては、地区版手引を作成配付し、PCに詳しい方々を中心に安心して操作で引き続き練習会を定期的に行なってきました。地区内の各小学校長先生、児童委員の活動の変化や世代交代も進んでいます。地区の区民の皆さまを見守り、良い相談相手となるよう委員同士での協力を進め、事務局との連携を深めながら「優しく、明るく、温かく」活動していくたい

義な協議会となりました。また、前年まで福祉分野に関する内容で地区研修を実施していましたが、今年度は『港区未来』をテーマに設定して、港区都市計画課長を講師にお招きして十月に開催しました。講演は、港区の人口の推移等の現況と今後の見込みから、今後予定されている再開発の交通機関の内容まで多岐にわたるものでした。講演後、住み慣れた地域に引き続き住み続けられるための対策などの質疑もあり意義深いものとなりました。

三月に配付されたモバイルPCの活用に当たっては、地区版手引を作成配付し、PCに詳しい方々を中心に安心して操作で引き続き練習会を定期的に行なってきました。地区内の各小学校長先生、児童委員の活動の変化や世代交代も進んでいます。地区の区民の皆さまを見守り、良い相談相手となるよう委員同士での協力を進め、事務局との連携を深めながら「優しく、明るく、温かく」活動していくたい

まちづくりについて、現在と未来』をテーマに設定して、港区都市計画課長を講師にお招きして十月に開催しました。講演は、港区の人口の推移等の現況と今後の見込みから、今後予定されている再開発の交通機関の内容まで多岐にわたるものでした。講演後、住み慣れた地域に引き続き住み続けられるための対策などの質疑もあり意義深いものとなりました。

三月に配付されたモバイルPCの活用に当たっては、地区版手引を作成配付し、PCに詳しい方々を中心に安心して操作で引き続き練習会を定期的に行なってきました。地区内の各小学校長先生、児童委員の活動の変化や世代交代も進んでいます。地区の区民の皆さまを見守り、良い相談相手となるよう委員同士での協力を進め、事務局との連携を深めながら「優しく、明るく、温かく」活動していくたい

十一月三十日、高輪地区の民生・児童委員向けの研修が開催されました。研修担当委員で相談し、もう少し子どもたちの未来を感じることができる研修にしたいと考えました。

現在、小学校では「ICT教育(※)」が導入されており、タブレットを使つた授業の取組が始まっています。そこで、ICTと音楽アプリを使つた授業を学童などで開催し、ICTを使つた創作活動をとおして、子どもたちの心や行動がどのように変化しているかを修士論文のテーマとして研究している、明治学院大学大学院心理学研究科・修士二年生の宮城彩乃さんを講師にお招きし、子どもたちがどのような姿勢で取り組み、どのような変化が見られたのかを伺いました。

授業の内容は、あらかじめ用意された「和音」に合わせて、心地良いメロディーを創つていいというものです。普段の音楽授業ではやっていない「創作



民生・児童委員向け研修会の様子

※電子黒板、パソコンやタブレットなどのデジタル機器の導入、インターネットを介した学習支援ツールの活用などをを行う教育の総称

そうです。この授業の前には「創作に自信がない」と答えた子どもが多かつたそうですが、授業後には「自信がある」の比率が増えたという事例がありました。専門的な知識や技術がなければできなかつたことが、ICTを使って簡単にできるというこことから、障がいのある児童への応用が考えられたり、不登校の児童がICTを活用することできりと、子どもたちの可能性がもつと広がっていく未来を想像できるような研修となりました。

十一月三十日、高輪地区の民生・児童委員向けの研修が開催されました。

作に自信がない」と答えた子どもが多かつたそうですが、授業後には「自信がある」の比率が増えたという事例もありました。専門的な知識や技術がなければできなかつたことが、ICTを使って簡単にできるというこことから、障がいのある児童への応用が考えられたり、不登校の児童がICTを活用することできりと、子どもたちの可能性がもつと広がっていく未来を想像できるような研修となりました。

### 高輪地区

### 芝地区

## 地区だより

### 高輪地区

## 地区だより

### 芝地区

## 麻布地区

麻布地区では、和やかな雰囲気の中、活発で率直な意見交換を行ながる活動しています。コロナ禍が落ち着いた十月四日、日帰り研修を実施しました。研修先は、栃木県足利市にある障害者支援施設「こころみ学園」と、併設する「ココ・ファーム」です。

足利へ向かうバス車内では、港区社会福祉協議会奥野事務局長から「葡萄畑を開墾していた『こころみ学園』の活動を、しっかりとされ、誇りを持つて頑張れ『ココ・ファーム』へ発展させた。」とえ障がいがあるとも自分たちのできることをして、プロになる。そうしたら、他の人から必要とされ、誇りを持つて頑張れる『こころみ学園』の活動を、しっかりととした経済的基盤となる「ココ・ファーム」へ発展させた。」とえ障がいがあるとも自分たちのできることをして、プロになる。そうしたら、他の人から必要とされ、誇りを持つて頑張れる『こころみ学園』の活動を、しっかりととした経済的基盤となる「ココ・ファーム」へ発展させた。」

## 芝浦港南地区

新型コロナウイルスが五類感染症になつて、いろいろなイベンントが以前の規模に復活していきます。民生・児童委員も、お手伝いをする機会が増えました。

港南のプラリバまつりが十月一日に行われ、今年は飲食が復活しました。担当は豚汁の調理と販売でした。芝浦のあいぶら祭りは十一月四日に行われ、たんぽぽ喫茶室という名前で飲み物とお菓子の担当をしました。お台場の児童館まつりは十一月二十五日にリニューアルされたお台場の児童館まつりは十一月二十五日までバス内にて、港区社会福祉協議会奥野事務局長から

港南地区総合支所の区民課保健福祉係長からの全体的な業務内容の説明がありました。また、高齢者の方から最近寄せられている相談内容や対応などのお話を聞くことができました。

研修の最初の目的地は池袋防災館で、



あいぶら祭りの活動風景



バス研修集合写真～お台場にて～

の平和祈念展示資料館に行きました。徴兵制や出兵の状況、シベリアで捕虜になつた時の生活や心理状態、海外からの引揚者の労苦をガイドの方から展示物を見ながら一時間ほどの説明を受けました。大変興味深い内容でした。

最後は、お台場の日航ホテルに残つたことを話し合つて反省会をし、夕方五時半に支所に戻りました。四年ぶりにバス研修を十月二十八日に実施しました。目的地までのバス内にて、港区社会福祉協議会奥野事務局長からの七十周年記念事業などのお話と、芝浦港南地区総合支所の区民課保健福祉係長からの全体的な業務内容の説明がありました。また、高齢者の方から最近寄せられている相談内容や対応などのお話を聞くことができました。

毎回お世話になつているのは芝浦アイランド児童高齢者交流プラザのたんぽぽクラブ担当の富浦さんと吉田さんです。親御さんと密に連絡を取り合い信頼

を基にした映像の視聴と震度七の揺れを体験しました。お昼は池袋プリンスホテルでのランチビュッフェで満腹になり、お話を沢山して親睦を深めることができました。

次に、新宿にある住友ビル内の平和祈念展示資料館に行きました。徴兵制や出兵の状況、シベリアで捕虜になつた時の生活や心理状態、海外からの引揚者の労苦をガイドの方から展示物を見ながら一時間ほどの説明を受けました。大変興味深い内容でした。

最後は、お台場の日航ホテルに残つたことを話し合つて反省会をし、夕方五時半に支所に戻りました。天候にも恵まれ、有意義な時間を過ごすことができました。

伊藤 健司



民生・児童委員と参加者のふれあいの様子

たんぽぽクラブについて

関係を築いてこられたお二人のおかげで四年近くのコロナ禍でも中止することなく、たんぽぽクラブを続けてこられました。そのおかげで、顔見知りになつた親子の成長を毎月見ることができ、たんぽぽクラブの醍醐味を味わうことができます。

十月の芝浦港南のたんぽぽクラブは、ここ数年恒例化している「お子さんと一緒にお月見団子を作ろう」の会が開催されました。民生・児童委員OBの芝の和菓子屋さんを講師でお迎えして、毎年好評の企画です。親御さんもお子さんも、とても楽しんで和気藹々の会になりました。

会の内容は、まず作り方の見本を見ていただき、その後親子でお団子を作つてもらいます。親子で作つてているので、いつもお団子作りのお手伝いや親子の様子を見て回り、せわしなく動き回つておりました。できあがつたお月見団子を前に子どもたちは興味津々で、黒蜜やきな粉をかけて初めての味に挑戦したり、とても楽しそうに過ごしました。そんな子どもたちの様子から親御さんたちも初対面同士で声をかけ合つたり、日々の子育て話で盛り上がつたり、素敵な笑顔が沢山咲いていました。

これからも沢山の幸せの花が咲き続けることを願っています。

芝浦港南地区 呂 清綾子



活発な質疑応答も行われた研修会

今年度は「生活福祉って何?」をテーマに研修を行いました。生活福祉係長からは生活保護制度について、港区社会福祉協議会からは生活福祉貸付金制度について、それぞれ事例も交えて分かりやすく説明していました。

新上 祥代



子ども家庭支援部長による講演会

五月に子ども家庭総合支援センターを見学。沢山の人が関わっているのにびっくり!十月は中島子ども家庭支援部長の講演会、区の子育て政策の実態を伺う。

三月は、子育て支援 児童福祉・主任児童委員部会合同で明治学院大学三輪清子先生の里親についての講演会。今後も工夫して活動の輪を広げたい。

伊関 則子

部

会

活

動

報

告



講師を招いての研修

今年度は二回の研修会を実施しました。春には高齢者相談センターの研修会を実施しました。秋には特別養護老人ホームサンサン赤坂の施設見学と配食サービスについて勉強の機会をいいだきました。

中山 静司



DVD、講師によるヤングケアラー問題研修

児童福祉部会の初回研修では青少年委員会の会長、副会長からお話を伺い、続いての研修では、ヤングケアラー問題についての知識を深めました。研修を通じて次代を担う子どもたちに対しても、どのように支援すべきかを学びました。

石上 美香



ヤングケアラーについての勉強会の様子

本期の都民連主任児童委員部会のテーマが「さまざまなお子さん・家庭への支援」に決定しました。部会の皆さんと一緒に勉強会を開催し、情報を共有しながら子どもの課題を知り、その背景にも思いを寄せる努力をいたいと思います。

河野 奈穂美



疑似体験での講話

初回研修では「そもそも障がいとは何か」ということを確認すべく、区の担当職員に講話をしていただきました。「障がいとは個性」という言葉が心に響いた講話で、この講話を基に二回目は疑似体験の研修を行いました。関係機関に講演をいただき実際に講話をいたぎ実験型研修でした。二年目も「実践的な活動」をめざしていきたいと思っています。

伊藤 早苗

令和五年度 表彰受賞者

民生委員・児童委員として  
社会福祉活動への功績により  
次の方々が表彰されました。  
心からお祝い申し上げます。

退任民生委員・兒童委員

退任されました民生委員・児童委員は、次の方々です。長い間、ありがとうございました。



## 退任者への感謝状贈呈

新任民生委員・兒童委員

新しく委嘱されました民生委員・児童委員は、次の方々です。皆様のご活躍を期待します。



4月1日付委嘱者

編集後記

新型コロナ感染症が五類に移行したこと、様々なイベントが復活し、私たち民生・児童委員の活動も平常時に戻つてまいりました。みなと区民まつりのパレードも数年ぶりに参加でき、活動に充実感が増してきます。

本号では、各地区や部会活動の様子を紹介させていただきました。原稿をお寄せくださいました皆さんに深く感謝申し上げます。

今後もそれぞれの活動が、一層活気に満ち実りあるものとなりますよう、力を合わせて頑張っていきたいと思います。



港区区政功劳者表彰		全国社会福祉協議会会長表彰	
麻布地区	小田切恵子	麻 布 地 区	芝 地 区
赤坂青山地区	野瀬かほる	赤坂青山地区	金田 直美
赤坂青山地区	齋藤美加代	赤坂青山地区	和也
芝浦港南地区(前)	美香	木村	和也
赤坂青山地区	石上 美香	小林百合子	

編集委員長

令和6年3月21日

町会・自治会長様

港区街づくり支援部  
建築課長 松山正樹

令和6年度 エレベーター安全装置等設置助成事業の御案内の送付について

日頃から港区政に御理解、御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。  
区は、既存エレベーターに戸開走行保護装置等の安全装置を設置する所有者に対して、改修工事費の一部を助成しています。  
令和6年度エレベーター安全装置等設置助成事業の御案内及びエレベーター安全装置等設置助成事業のリーフレットを送付いたしますので、会員の皆様に回覧をお願いいたします。部数に不足がありましたら、下記担当までお問い合わせください。

【問合せ先】

街づくり支援部建築課建築設備担当  
担当 岡部、須田  
電話 03(3578)2301

令和6年3月21日

エレベーターの所有者・管理者様

港区街づくり支援部  
建築課長 松山正樹

### 令和6年度 エレベーター安全装置等設置助成事業の御案内について

日頃から港区政に御理解、御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

令和6年度のエレベーター安全装置等設置助成事業につきまして、御案内いたします。

エレベーターの戸が開いたままかごが昇降し、利用者が乗場の戸の枠とかごの間に挟まれる事故を防ぐため、新設されるエレベーターには、戸開走行保護装置の設置が義務付けられています。

平成21年9月28日より前に設置されたエレベーターには、戸開走行保護装置の設置義務はありませんが、区は平成28年4月1日から助成事業を開始し、エレベーターの安全性の確保を支援しています。この機会に是非御活用いただければ幸いです。

エレベーター安全装置等設置助成事業の詳しい内容につきましては、下記担当までお問い合わせください。よろしくお願ひいたします。

#### 【問合せ先】

街づくり支援部建築課建築設備担当

担当 岡部、須田

電話 03(3578)2301

# 港区ではエレベーターに 戸開走行保護装置を設置する 改修工事に助成金が出ます!



## 戸開走行保護装置とは…

エレベーターのドアが開いたまま走行したら、そのことを検知して直ちに緊急停止させる装置で、乗客の挟まれ及び転落を防止します。

平成21年(2009年)9月以降に設置されたエレベーターには設置が義務付けられています。

## 助成対象建築物と助成率(令和5年4月1日から下線部が拡充されました！)

助成対象建築物	助成対象工事費の最大助成率			備 考
	戸開走行保護装置 (必須)	地震時等管制運転装置※1	耐震対策※1	
①マンション※2	100% (最大300万円)	<u>3分の2</u> <u>(上限額なし)</u>	<u>3分の2</u> <u>(上限額なし)</u>	最大助成額はエレベーター改修工事費総額の3分の2です。
②一般建築物	100% (最大100万円)	<u>50%</u> <u>(上限額なし)</u>	<u>50%</u> <u>(上限額なし)</u>	助成金額算定の対象にできるのは、各助成対象工事費の合計で950万円までです。

住宅の用途に供する部分の床面積が建物の延べ面積の3分の2を超える共同住宅であること。

建築物で、①長期修繕計画を作成している。  
②申請者が法人の場合は中小企業者である。  
建物の用途、規模の要件がなくなりました。

※1 戸開走行保護装置が設置済みのものは、地震時等管制運転装置、耐震対策の申請が可能です。

※2 一般建築物としての要件(長期修繕計画を作成している、申請者が法人の場合は中小企業者である)を満たしている病院並びに高齢者及び障害者の施設は、①マンションの助成区分でも申請が可能です。

詳細な条件や手続きについては  
港区ホームページをご覧ください。  
(助成条件に合致しない場合がございます。)

港区ホームページのサイト内検索で「エレベーター助成」でも検索いただけます。

# 港区

## 町会・自治会 ガイド

届出や支援制度について

令和6年度（2024年度）改訂版

港区 各総合支所 協働推進課

# 目 次

---

<b>1</b>	<b>はじめに</b>	<b>1</b>
■	目的	1
■	ご相談窓口	1
<b>2</b>	<b>各種届出</b>	<b>2</b>
■	設立届	2
■	変更届	3
■	認可地縁団体	3
<b>3</b>	<b>表彰等</b>	<b>5</b>
■	町会または自治会の役員の職にあつた方に対する感謝状	5
■	区政功労者表彰	5
■	東京都表彰規則に基づく表彰（地域活動功労）	5
<b>4</b>	<b>個人情報保護</b>	<b>6</b>
<b>5</b>	<b>区からの支援</b>	<b>7</b>
■	各種補助金	7
■	地域活動補償制度	10
■	その他の町会活動支援	11
<b>6</b>	<b>都からの支援制度</b>	<b>12</b>
■	地域の底力発展事業助成	12
■	お問合せ先	12

# 1

## はじめに

### ■ 目的

日頃より港区政にご協力いただき誠にありがとうございます。

町会・自治会は、住民が地縁により自主的に組織し運営する団体であり、地域のみならず港区全体のコミュニティ振興に大変重要な役割を果たしています。

また、その活動内容は、地域住民のコミュニケーションや地域の環境美化、防犯、防災、福祉など多岐にわたっています。

港区では、町会・自治会活動のさらなる活性化を目的とし、町会・自治会運営に関わる各種届出や行政からの支援制度に関する情報をまとめ、役立てていただくため、この「町会・自治会ガイド」を作成しました。

「初めて役員になった」、「補助金について知りたい」といった際にご活用いただき、貴団体の円滑な運営、そして活動活性化の一助となれば幸いです。

### ■ ご相談窓口

町会・自治会の運営やガイドブックに記載の各種支援制度等において、ご不明な点やご相談がございましたら、当該地域を所管する総合支所の協働推進課までお尋ねください。

### 各総合支所 協働推進課

芝地区	芝公園 1-5-25	☎ 3578-3123
麻布地区	六本木 5-16-45	☎ 5114-8802
赤坂地区	赤坂 4-18-13	☎ 5413-7272
高輪地区	高輪 1-16-25	☎ 5421-7621
芝浦港南地区	芝浦 1-16-1	☎ 6400-0031

## 2 各種届出

### ■ 設立届

以下の設立要件を満たしている団体は町会・自治会の設立ができます。

#### 設立要件

- ① 一定の区画を有していること（集合住宅の場合は、1棟単位以上）
- ② 区域内の概ね2分の1以上の世帯が加入していること（集合住宅の場合は、4分の3以上の世帯が加入していること。ただし、501以上の世帯がある大規模な集合住宅の場合、375以上の世帯が加入していること）
- ③ 会の組織運営に関する基本的事項が、会則で定められていること
- ④ 当該地域内の住民福祉の増進に積極的に務め、地域の振興に寄与していること
- ⑤ 既に届出されている町会・自治会から独立する場合は、当該町会・自治会の了解が得られていること（「設立同意書」が必要となります）

#### 必要提出書類

- ① 町会等設立届
- ② 設立を決定した総会の議事録
- ③ 会則
- ④ 会員名簿
- ⑤ 設立同意書（上記の設立要件の⑤に該当する場合のみ）

※ 必要に応じて、上記以外の書類の提出をお願いすることがあります。

## ■ 変更届

改選等による会長の変更や、休会・解散などの事由が発生する場合は、協働推進課に事前相談のうえ、以下の届出を提出してください。(各種様式は、協働推進課にございます。)

変更事由例	必要提出書類
町会の名称を変更する	町会等名称変更届
改選等により町会長が変更する	町会等会長変更届
町会の連絡先・所在地が変更する	町会等連絡先所在地変更届
町会の設置区域を変更する	町会等設置区域変更届
町会を解散する	町会・自治会等解散届
町会を休会にする	町会・自治会等休会届

※ 認可地縁団体は、各種変更届に加え「規約変更認可申請」、「告示事項変更届出」等の手続きが必要です。詳細は、協働推進課にご相談ください。

## ■ 認可地縁団体

区長の認可を受け、法人格を取得した「地縁による団体（町会・自治会）」のことです。地縁による団体の認可を受けた町会・自治会は、不動産の保有の有無にかかわらず法人格を取得できます。①法人格として、団体名義での契約手続きや、財産（不動産等）の登記、保有ができる ②活動や組織に対する信用性、信頼性が増す ③会員個人に万が一のことがあっても、法人として保有している財産や活動はそのまま法人組織として継続されるなどのメリットがある一方、地方自治法の規定に従い、適切な運営が実施されるよう、年1回の総会開催の義務化など事務手続きが継続的に必要となります。また、認可後も、地縁により自発的に組織された団体であることに変わりありません。

申請する場合には、各総合支所の協働推進課にご相談ください。

認可要件
① 良好的な地域社会の維持、形成のため地域的な共同活動を行うことを目的とし、その会の規約に明記されており、現にその活動を行っていること
② その区域が、住民にとって客観的に明らかになっていること
③ その区域のすべての住民（年齢・性別等を問わず区域に住所を有するすべての個人）が構成員となれることが規約に定められていること
④ その区域内の概ね2分の1以上の住民が加入していること（集合住宅の場合は、概ね4分の3以上）
⑤ 目的・名称・区域・構成員の資格に関する事項・代表者に関する事項・会議に関する事項・資産に関する事項等が定められている「規約」を有していること

● 令和4年度以降の地方自治法の改正

- ・令和4年8月20日施行 認可地縁団体における書面又は電磁的方法による決議の規定の創設（構成員全員の承諾があるときは、書面又は電磁的方法による決議をすることができます。）
- ・令和4年8月20日施行 認可地縁団体の解散に伴う清算人による債権者に対する債権の申出の催告に関する公告の回数の見直し（公告の回数が3回以上から1回になります。）
- ・令和5年4月1日施行 認可地縁団体同士の合併の規定の創設（認可地縁団体は、同一市町村内の他の認可地縁団体と合併することができるようになります。）

### 3 表彰等

日頃から、地域振興の発展のために、町会・自治会活動を通じて活躍されている方の功績をたたえ、以下の表彰制度を設けています。

#### ■ 町会または自治会の役員の職にあった方に対する感謝状

町会・自治会からの推薦に基づき、役員の職を退任した方に区長から感謝状を贈呈します。贈呈基準は以下のとおりです。

役職等	在職年数	換算率
会長	10 年以上	1
副会長	15 年以上	2 / 3
会長又は副会長以外の役員	20 年以上	1 / 2
役員として在任中に死亡した方	制限なし	

※ 換算率を使用した計算については、毎年の推薦依頼文に記載されている計算方法をご覧ください。

#### ■ 区政功労者表彰

港区表彰規則第2条第1号に該当する町会・自治会等自治団体の指導育成に尽力した功労顕著な方を表彰します。表彰基準は以下のとおりです。

役職等	在職年数	換算率
会長	15 年以上	1.7
副会長	20 年以上	1.25
役員	25 年以上	1.0

#### ■ 東京都表彰規則に基づく表彰（地域活動功労）

東京都表彰事務取扱要領の地域活動功労に該当する方を、港区の候補者として推薦しています。

表彰基準は町会・自治会の地域自治振興に尽力し、顕著な功績のあった方です。1月中旬の東京都からの候補者推薦依頼を受け、次年度10月1日（都民の日）に都知事から表彰状の贈呈が行われます。

## 4

# 個人情報保護

## ● 概要

個人情報とは、「氏名」「生年月日」「住所」「電話番号」といった特定の個人を識別できる情報を指します。

町会・自治会においては、円滑な活動をするうえで、会員の氏名、住所、電話番号などの個人情報は必要なものです。

平成17年4月から施行された「個人情報保護法」は個人情報の有用性に配慮しながら、個人の権利利益を保護することを目的としています。この法律は5,000人以上の個人情報を事業活動に利用する事業者を対象としており、5,000人以下の町会・自治会においては、法律の適用はありませんでした。

しかし、平成29年5月に「個人情報保護法」の改正案が施行されたことにより、取り扱う個人情報が5,000人以下の事業者であっても法の適用を受けることになりました。

そのため、町会・自治会においても、適法かつ適正な個人情報管理が求められます。

## ● 名簿作成時における注意点

町会・自治会で取り扱う個人情報の代表的なものとして、「名簿」があります。作成および管理の際には以下の点に注意しましょう。

ポイント	説明
本人に利用目的を通知する	町会・自治会がなぜ個人情報を必要とするのかを明確にし、会員にきちんと説明できるようにしましょう。
範囲を検討する	個人情報をどこまで収集するか検討しましょう。世帯の代表者の情報だけとするか、家族の情報までとするか決めましょう。
適切に管理する	名簿の保管方法や責任者を決めましょう。また個人情報の取扱い方法についても規約で定めるなど、別の決まりを作成することも検討してください。
本人の同意を得ないで 第三者に情報提供しない	目的と提供先を事前に明らかにしましょう。そして、公表していない相手に情報提供する場合には、必ずご本人の同意を得てください。

## 5

## 区からの支援

区では、町会・自治会の活動や組織を支援するため、さまざまな補助金交付制度を設けています。要件、申請方法等の詳細は協働推進課までお問い合わせください。補助金の交付総額は、毎年度予算で定める範囲内とします。

### 各種補助金

- 町会等補助金 詳しくは「町会等補助金の手引き」をご覧ください。

団体活動費補助金	概 要	団体の運営や実施事業に要する経費や防犯灯等の維持に要する経費の一部を補助します。
	対 象	町会・自治会、防災住民組織および商店会
	補助金額	定額助成（団体会員数および所有し維持管理を行う防犯灯等の基数に応じて補助）
	申請時期	5月～6月ごろから隨時

防犯灯補修費補助金	概 要	防犯灯の修繕その他補修に要する経費を補助します。
	対 象	町会・自治会
	補助金額	防犯灯の修繕その他補修に要する経費
	申請時期	隨時。補修を行う前に区と協議してください。

協働事業活動補助金	概 要	近隣の町会・自治会等と協働して実施する自主的および自立的な活動の基盤づくりや地域のコミュニティの活性化に向けた活動を支援するために補助します。
	対象団体	町会・自治会
	対象事業	近隣の町会・自治会や地区で活動する団体（商店会、企業、NPO、大学、PTA、公益法人）と協働して実施する事業 ※当該年度（4月1日から翌年3月31日まで）に完了しない事業は対象となりません。
	補助金額	団体負担分の10/10補助します。（1団体：年間50万円まで） ※同じ事業でも協働する複数の町会等が申請できます。ただし、1事業の総事業経費100万円まで。
	申請回数	1団体：原則2回まで

## ● 町会・自治会会館建設等補助金

概 要	町会会館の建設、修繕等に要する経費の一部を補助します。
対 象	認可地縁団体として登録されている町会・自治会 (修繕の場合) 港区町会等補助金の交付を受けている町会・自治会
補助金額	整備事業に係る経費の2分の1以内かつ以下を限度に補助します。 ①新築、改築、既存建物購入の場合：1,000万円 ②増築、修繕の場合：500万円 (経費100万円以上であれば、バリアフリー化も修繕の対象とします。) ※補助金額に1000円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。
申請時期	隨時。 会館の建築確認申請(修繕の場合には工事契約)の前にご相談ください。 (事業計画は実施年度の前年度7月末日までにご提出ください。)

## ● 認可地縁団体補助金

概 要	地方自治法に基づく『地縁による団体の認可』を受けるために要した経費および当該団体が所有する町会会館等の不動産を当該団体名義により不動産登記するためには要した経費の一部を補助します。
対 象	認可地縁団体に申請する予定の町会・自治会
補助金額	補助対象経費の4分の3以内とし、100万円を限度とします。 ※補助金額に100円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。
申請時期	隨時。 認可申請を行う時期や登記予定の不動産、交付までの申請手順等について、実施年度の前年度7月末日までにご相談ください。

## ● 町会・自治会等掲示板設置等補助金

概 要	掲示板を新設、建替え、移設、補修する際の経費の一部を補助します。
対 象	町会・自治会区域内の私有地（私道上含む。）又は占用許可を受けた特別区道に設置および維持管理する掲示板（前回申請の交付決定通知があった日から起算して5年以上経過しているもの）
補助金額	掲示板設置に係る経費の2分の1以内 (掲示板1基あたり／新設・建替え：10万円、移設・補修：5万円を限度) ※補助金額に100円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。 ※設置等の経費の一部を事業者が負担する場合は、交付の対象経費から事業者が負担する経費を除きます。
申請時期	随时。事前に掲示板設置等の場所や工事時期について、区にご相談ください。

## ● 防犯カメラ等補助金

整備費	概要	町会・自治会・商店会等の地域団体が、当該地域の道路等における区民等の安全確保および犯罪の防止を目的として設置する防犯カメラ等整備費（新設、増設、交換および大規模な改修）を補助金として交付します。
	対象	町会・自治会および商店会
	補助金額	整備に要する経費の 20 分の 19 (上限 1,900 万円、カメラ 1 台あたり 60 万円)
	申請締切	設置を予定している年度の <b>前年度 7月末日</b> までに、区へ事業計画書等の提出が必要です。
運用経費	概要	上記の整備費の助成により、設置した防犯カメラ等の運用経費（電気の供給等）を補助金として交付します。
	対象	町会・自治会および商店会
	補助金額	防犯カメラ 1 台につき、15,000 円を限度に補助します。 【実際にかかった経費 < 15,000 円 × 防犯カメラ数】になった場合には、経費 = 補助金額となります。
	申請締切	2月末日。詳細については区にご相談ください。
維持管理経費	概要	上記の整備費により、設置したカメラ等の維持管理経費（保守点検、修繕、移設）を補助金として交付します。
	対象	町会・自治会および商店会
	補助金額	【保守点検費】 1 設置団体あたり、2,000,000 円を限度に補助します。 【実際にかかった経費 < 2,000,000】になった場合には、経費 = 補助金額となります。 【修繕費】 防犯カメラ 1 台につき 200,000 円を限度に補助します。 【実際にかかった経費 < 200,000】になった場合には、経費 = 補助金額となります。
	申請締切	2月末日。詳細については区にご相談ください。

## ■ 地域活動補償制度

### ● 概要

この保険は、港区で地域貢献活動をしている団体・グループのみなさんが安心して活動できるよう、港区が保険料を負担して、賠償責任事故と傷害事故の補償を行う制度です。事故が発生した場合は、以下を確認のうえ、速やかに協働推進課まで事故の内容をご連絡ください。

### ● 補償対象

港区に活動拠点があり、無償で区民に公益性のある活動をしている団体

対象	活動例
・ 町会・自治会 ・ 各地区生活安全活動推進協議会 ・ 防災住民組織 ・ 老人クラブ 等	清掃活動、防災・防犯・交通安全活動等 ※ 届出・報告等により、区がその団体および活動について内容を把握しているものを対象としています。
・ スポーツ・競技等における事故や、脳疾患・疾病・心神喪失によるけがは対象となりません。 ・ 地域貢献活動者に対する補償であり、閲覧者・観客は、補償の対象となりません（主催者の過失による賠償責任が生じた場合の補償はございます）。	
・ 団体活動でない個人的活動、政治活動、宗教活動、営利目的とする活動は対象となりません。 ・ その他保険金をお支払いできない場合については、保険契約上の約款に準じます。 ・ 事故の状況や本人過失等の状況によっては、保険金をお支払いできない場合があります。	

### ● 補償の範囲

補償項目	補償額		
賠償責任事故	身体賠償	1人につき 1事故につき	6,000万円限度 2億円
	財物賠償	1事故につき	1,000万円限度
	保管物（受託物）賠償	1事故につき	100万円限度
傷害事故	死亡	1人につき	500万円
	後遺障害	1人につき	15万円～500万円
	入院	1人につき	日額 3,000円
	通院	1人につき	日額 2,000円

※ 事故のあった日から180日以内の入院・通院が対象です。かつ実通院日数は90日が限度です。

※ 一部、保険期間中（1年間）の合計補償額の上限があります。他の事故等すでに支払った保険金が合計補償額の上限を超えている場合、保険金をお支払いできない場合があります。

## ■ その他の町会活動支援

### ● 町会・自治会加入のご案内

港区に転入手続に来られた方に、区民課窓口で配布しています。

### ● 町会・自治会加入希望の電子申請

港区では、従来から協働推進課窓口において町会・自治会への加入希望を受け付けています。区民の方から申請を受けた後は、従来どおり各町会・自治会の会長様へご連絡いたします。

※ 電子申請については、「町会・自治会加入のご案内」にも案内しています。また港区ホームページにて、電子申請サービス（外部サイト）を確認できます。

掲載場所	港区ホームページ⇒暮らし・手続き⇒町会・自治会 ⇒各地区町会・自治会一覧及び加入案内
------	---

### ● 月例町会発送物の電子化

毎月、協働推進課より発送している町会・自治会あて発送物について、発送物をデータ化し、港区ホームページ及びデジタル回覧板（令和5年度導入）でお知らせします。

これまでどおり、毎月の紙での発送は行いますが、発送物の電子データでの回覧等を行う町会・自治会については、港区ホームページ上のデータやデジタル回覧板をご活用ください。

掲載場所	港区ホームページ⇒暮らし・手続き⇒町会・自治会 ⇒各地区町会・自治会への月例発送物
掲載時期	毎月1日に前月分の発送物を掲載予定 (例：4月発送分は5月1日に掲載)

※ 発送物の電子データの港区ホームページの掲載、デジタル回覧板の導入に伴い、紙での発送部数の変更が生じた場合や、ご不明な点等ございましたら、協働推進課へご連絡ください。

## 6 都からの支援

### ■ 地域の底力発展事業助成

#### ● 概要

町会・自治会が行う地域の課題を解決するための取組を推進し、「地域力」の向上を図る事業に対して、東京都が助成を行います。

詳細は、別途送付している「『地域の底力発展事業助成』ガイドライン」を参照するか、下記記載のお問合せ先にご確認ください。

#### ● 申請できる団体および補助限度額

東京都内に所在する地縁団体（町会・自治会）

申請できる団体の種類	団体例	補助限度額
区市町村の範囲を超えた 町会・自治会の連合組織	東京都町会連合会	200万円
区市町村を単位とする 町会・自治会の連合組織	○○区町会連合会	200万円
区市町村内の一部地域を単位と する町会・自治会の連合組織	○○地区町会連合会	100万円
区市町村内の单一町会・自治会	○○町会、○○自治会	20万円

※事業区分等により助成金額（補助率、限度額）が異なります。

#### ● 申請時期

募集回	募集期間	交付決定 時期	申請できる 事業の実施時期
1	事前相談：令和6年3月1日（金）～3月8日（金）午後5時 申請締切：令和6年3月14日（木）午後5時【必着】	4月上旬	4月1日 以降
2	事前相談：令和6年4月1日（月）～5月13日（月）午後5時 申請締切：令和6年5月31日（金）午後5時【必着】	7月上旬	7月10日 以降
3	事前相談：令和6年6月3日（月）～8月9日（金）午後5時 申請締切：令和6年8月30日（金）午後5時【必着】	10月上旬	10月10日 以降
4	事前相談：令和6年9月2日（月）～10月18日（金）午後5時 申請締切：令和6年11月1日（金）午後5時【必着】	12月上旬	12月10日 以降

### ■ お問合せ先

地域の底力発展事業助成についての詳細は以下にお問い合わせください。

東京都生活文化スポーツ局 都民生活部 地域活動推進課 地域活動支援担当  
電話：03-5388-3166

港区町会・自治会ガイド

編集・発行 港区六本木5-16-45

港区 麻布地区総合支所 協働推進課 協働推進係

電話：03-5114-8802（直通）